

# 業務指示書

## メキシコ国日系民間企業との連携による社会経済開発推進のための情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2014年9月17日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年9月22日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者として

( ) 協力準備調査、その結果に基づいた調査参加コンサルタント

注、構成員には含まれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次のいずれについても補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他電行が行った調査を加（コンサルタン）

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めません。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：民間企業連携による社会経済開発に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／官民連携）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：官民連携に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：メキシコ及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年9月26日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MXN1 = 7.928 円 , US\$1 = 103.77

円 , EUR1 = 136.900 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、  
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、  
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の  
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定され  
た実施日時テレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件  
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、  
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/官民連携

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年10月9日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表

メキシコ国日系民間企業との連携による社会経済開発推進のための情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/官民連携	(60.00)	(24.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	5.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	( - )	(24.00)
カ) 類似業務の経験	-	10.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	5.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	12.00
(2) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力 :	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 業務指示書

### 第1. 調査の目的・内容に関する事項

#### 1. 調査の背景

メキシコ国は広大な国土と豊富な資源、比較的水準の高く豊富な人的資源に恵まれ、着実な経済成長を遂げつつある。その一方で、所得の向上に伴う対外競争力の喪失という中進国の罅に陥らないよう生産性向上と競争力強化を最大の課題の一つとしている。一方、現在、我が国は、日本再興戦略（Japan is Back）のもと、官民連携による中小企業を含む本邦民間企業の海外進出支援を重要政策課題としている。メキシコにおける JICA 事業は、従来「環境問題」と「産業開発」を二大重点分野としていたが、現在では選択集中を進め産業開発分野を中心的重点分野とし、技術協力プロジェクト、ボランティア派遣、研修員受入などを重点的に展開している。我が国政策課題である日系企業進出支援についても、特に日系自動車セクターの海外進出の側面支援ともなる技術協力プロジェクトを実施している。

一方、本邦民間企業の海外進出支援という我が国の政策課題に着実に対応するには、かつての重点分野である「環境問題」に係るメキシコ国内セクターと JICA との信頼・連携協力を活用しつつ、日系企業のビジネスチャンス拡大のポテンシャルを探ることも必要となっている。

現在、「環境問題」分野の協力は重点分野の「産業開発」分野へのシフトに伴い、技術協力事業の中心とはなっていないが、メキシコ国から我が国へは、持続的で環境に優しい社会経済開発のために、引き続き貢献が期待されている。新興国として、潜在的に大きな消費者ニーズやそれに伴うビジネスチャンスが出現する現在の環境の中で、依然として強い開発ニーズのある「環境問題」分野への我が国の貢献を考える場合、従来の技術協力を離れ、民間企業のポテンシャルを活用した形の支援も可能である。我が国企業の当国への進出を ODA で支援するためのツール、例えば、我が国の優れた技術を生かした PPP によるインフラ整備支援、自動車産業以外の中小企業の海外進出支援、BOP ビジネスの展開など多種多様なツール（以下「民間連携スキーム」という）を活用しつつ、「環境問題」分野への協力を本邦民間企業によるビジネス展開へと結びつけて支援することは可能であり、かつそのことで当国と我が国民間企業の双方に利益をもたらす Win-Win 関係の創出が期待される。

当国社会経済開発上の重点分野として、「産業開発」に次ぐ重点分野であり、かつ他国に比して日本の民間企業の技術力に比較優位性があると思われる「環境問題」分野は、従来これに属する協力プログラムとして「水」、「地球温暖化対策」「都市環境」並びに「生態系管理」の4課題4プログラムが存在しており、JICA は関係セクターとの長い協力関係を通じ信頼関係を構築してきた。特にこれら4課題のうち「水」、「地球温暖化対策」、「都市環境」の3課題では、民間連携スキームを用いた開発課題解決への貢献が可能と思われ、同分野の情報収集や分析を通じて事業化を促進する必要が生じている。

#### 2. 調査の目的

本調査では、メキシコにおける日系民間企業の技術・製品や知見・専門性を生かし、各種民間連携スキームを用いた、持続的な社会経済開発達成に資する新規事業の提案に必要な環境問題分野（水、地球温暖化対策、都市環境）の諸課題への取組手法や開発ニーズに係る情報を入手、分析し、同スキームを用いた事業化策を提案する。

### 3. 調査対象地域

過去・現在において、メキシコ国におけるJICAの技術協力が重点的に展開され、JICAへの協力への評価が比較的高く、かつ、組織的・人的にも連携関係も依然維持されていると想定される次の各地域。

（チアパス州、中央高原地帯（ケレタロ州、グアナファト州、アグアスカリエンテス州）、南バハカリフォルニア州（ラパス）、及びメキシコシティ）

### 4. 業務の範囲・期間

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 業務の内容」に述べる業務を実施し、業務の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

なお、本件業務に想定されている期間は約4ヶ月間である。

### 5. 実施方針及び留意事項

環境問題分野（水、地球温暖化対策、都市環境）に関しては、メキシコ政府として気候変動対策を全ての環境問題への横断的視点として重視しており、既に中央・地方自治体双方のレベルにおいて、多様な資金リソースを活用しながら省エネ活動や持続的都市開発などの事業化が進行しつつある。現地民間企業からは、これらの中には、我が国の優れた技術を用いることでメンテナンスコストを大幅に低減したり、高い耐久性や持続性を確保することができるケースがあると仄聞される。これまで体系的にビジネスに直結し得る公共セクターの環境事業計画の全体像を掌握するための調査実績はないものの、ビジネスの潜在的ポテンシャルが高いと言える。

環境問題分野のうちのサブテーマとしては、過去における技術協力事業の成果の活用可能性や補完性、調査対象事項に関する情報入手への協力可能性等を勘案し、これまでの技術協力における重点分野や開発課題に関連するもの、即ち、水、地球温暖化対策、都市環境を選定する。

より具体的には、水（浄水化技術、上下水処理）、地球温暖化対策（再生可能エネルギー、エコ発電、省エネ）、都市環境（スマートシティ、廃棄物管理を含む都市施設）、の関連分野を中心とし、広大な消費者層である貧困層ないし脆弱中間層を対象として我が国企業によるビジネス展開が想定されるテーマ、我が国の技術を活用したインフラや都市施設等の整備や運営・維持管理に係る事業化が期待できるテーマ、我が国民間企業の協力による人材育成や能力開発テーマを中心に調査する（但し、右記以外のテーマでもビジネス展開可能性があればこれを排除しない）。

その上で、日系民間企業の技術や経験を活用できる具体的な事業化検討に資する課題を提案し、最終的に日系民間企業との各種民間連携スキームを用いた具体的な協力案件を複数提案の上、JICA及び日系民間企業へ提示する。

## 6. 業務の内容

### 《第一次国内作業》

- (1) 我が国 ODA による環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）の協力実績、評価、調査の報告書をレビュー
- (2) メキシコ国家開発計画及び国家インフラ投資計画（2013～2018）、と環境セクター（水、地球温暖化対策、都市環境）開発計画のレビュー
- (3) メキシコ政府や他ドナーの官民連携による環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）を通じた社会経済開発支援への取組状況、支援方針、等のレビュー
- (4) 我が国民間企業の環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）における優位技術・製品のレビュー、および中小機構、JETRO、日本金融公庫、商工会議所、JICA 本部（国内事業部、民間連携事業部、地域部等）が把握している我が国民間企業の環境分野の情報に係るレビュー
- (5) メキシコにおける我が国民間企業の環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）におけるビジネス参入の状況のレビュー
- (6) メキシコにおける日系企業のビジネス環境（法制度、税制、金融、登録制度、連携可能法人等）のレビュー
- (7) 上記を踏まえ、メキシコの環境分野における持続的な社会経済開発達成に資する我が国の民間企業の技術・製品や知見・ノウハウ等についての仮説を立て、調査対象地域において、必要性の高い調査テーマを水、地球温暖化対策、都市環境のうち各地域につき原則 1 テーマに絞り込む。
- (8) 上記を踏まえた調査実施方法（調査方針、調査方法、調査工程、調査項目等）の取りまとめとインセプション・レポート案の作成
- (9) インセプション・レポート案に係る JICA メキシコ事務所との TV 会議の実施
- (10) インセプション・レポート案の JICA 承認の取付け

### 《第一次現地調査》

- (1) メキシコ連邦政府関係機関（環境省/環境及び気候変動庁、社会開発省、農牧省/農牧研究所、PROMEXICO、FIDESUR、等）に対する聞き取り調査及び文献調査を行い、当該機関による環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）での開発支援への取組状況、支援方針、及び我が国の民間企業の技術・製品や知見・ノウハウ等を活用した協力ニーズ（以下、「我が国協力へのニーズ」という）を特定する。
- (2) メキシコ地方政府（チアパス州、中央高原地帯（ケレタロ州、グアナファト州、アグアスカリエンテス州）、南バハカリフォルニア州（ラパス）、及びメキシコシティ）関係機関に対する聞き取り調査及び文献調査を行い、当該機関による環境分野（各地域に対して原則として水、地球温暖化対策、都市環境のうち 1 つ）での社会経済開発支援への取組状況、支援方針、及び我が国協力へのニーズを特定する。
- (3) JICA 関係者、日本大使館、政府関係機関（JETRO、JBIC、JOGMEC）、日墨協会、現地援助機関（IDB、WB/IFC、GIZ、UNDP 等）に対する聞き取り調査及び文献調査を行い、ま

た、民間企業の参画による環境協力案件事例を収集し、当該機関による環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）での開発支援への取組状況、支援方針及び我が国協力へのニーズを特定する。

- (4) 環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）に関連する JICA 帰国研修員、可能な限り HIDA（元 AOTS）帰国研修員及びその所属機関に対する聞き取り調査を行い、同機関による環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）での開発支援への取組状況、支援方針、及び我が国協力へのニーズを特定する。
- (5) (1) ～ (4) のニーズ調査結果の概要について、現地日系企業等にとって有益な情報を紹介し、関心企業を中心に聞き取り調査、アンケート調査を実施する。
- (6) 現地調査結果の JICA への報告・説明

#### 《第二次国内作業》

- (1) 第一次現地調査結果をもとに、収集した各種アンケート結果等データを分析して、協力ニーズと提供可能性のある我が国の民間企業リソース情報を整理する。
- (2) 上記作業結果に基づき協力ニーズと民間企業リソースのブレマッチングを行い、我が国民間企業の有する技術や製品、ノウハウを生かした開発事業である、BOP ビジネス連携促進、PPP インフラ事業、中小企業連携促進基礎調査、海外投融資、普及・実証事業、案件化調査、民間技術普及促進事業、民間連携ボランティア等の各種民間連携案件の事業化のための提案ドラフト（以下、第一次提案ドラフトという）を策定する。
- (3) 第一次提案ドラフトを含め、上記調査結果についてインテリム・レポート案に取りまとめる。
- (4) インテリム・レポート案に係る JICA メキシコ事務所との TV 会議の実施
- (5) 上記インテリム・レポート案の JICA 承認の取付け

#### 《第二次現地調査》

- (1) アンケート調査の結果を踏まえて、現地日本商工会議所及び現地で環境ビジネスに従事する、もしくは従事する可能性のある日系民間企業（以下「現地日系企業等」という）を訪問し、また、環境ビジネス実施事例を収集し、現地日系企業等による環境分野（水、地球温暖化対策、都市環境）での開発支援への取組状況、ビジネス展開方針及び我が国協力へのニーズや期待等日系企業の関心事項を明らかにする。
- (2) 第二次国内作業の結果を踏まえ、必要に応じ第一次現地調査の対象機関への補足の聞き取り調査を行う。
- (3) JICA の各種民間連携スキームを用いた民間連携案件事業化のための第一次提案ドラフトの実現可能性の検証と精査を行う。

※民間連携事業の実施に関する提案として、「水分野」、「地球温暖化対策分野」、「都市環境分野」の各分野における①協力ニーズに対する日系企業の有する技術・製品、知見・ノウハウ等とのマッチング、②事業提案の実施可能性についての比較検討、③技術協力

等の他の JICA 事業スキームとの連携可能性（以下「第二次提案ドラフト」という）を提案する。

- (4) 現地調査結果の JICA への報告・説明
- (5) 必要に応じ追加情報を収集・分析、第二次提案ドラフトの修正
- (6) ドラフト・ファイナルレポートのとりまとめ JICA 提出
- (7) メキシコ在住現地日系企業等を対象とした調査結果の現地中間報告セミナー開催（紹介セミナープログラム（案）、セミナー用パワーポイント資料（案）、発表原稿（案）等の作成を含む）

#### 《第三次国内作業》

- (1) ドラフト・ファイナルレポートのコメントとりまとめと修正
- (2) ファイナル・レポートの JICA 提出（ファイナル・レポートは日本国内における本邦企業を対象とした調査結果（事業提案を含む）紹介セミナーの開催を想定した内容とする）

## 7. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(4)を成果品とする。

- (1) インセプション・レポート（IC/R）
  - ・記載事項： 業務の基本方針、方法、作業工程、調査項目等
  - ・提出時期： 第一次国内作業終了時
  - ・部数： 和文10部、西語10部
- (2) インテリム・レポート（IT/R）
  - ・記載事項： 第二次国内調査までの調査結果
  - ・提出時期： 第二次国内調査終了時
  - ・部数： 和文10部、西語10部
- (3) ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）
  - ・記載事項： 調査結果の全体成果
  - ・提出時期： 第二次現地調査開始後10日以内（2015年2月下旬頃を想定）
  - ・部数： 和文10部
- (4) ファイナル・レポート（F/R）
  - ・記載事項： 調査結果の全体成果（日本国内における本邦企業を対象とした調査結果紹介セミナー開催を想定した内容を含む）
  - ・提出時期： 第三次国内作業終了時（2015年3月上旬頃を想定）
  - ・部数： 和文30部、西語10部、CD-R3枚
- (5) その他の提出物
  - (ア) ヒアリング結果議事録、アンケート集計結果等：  
先方政府実施機関及び JICA との協議、各種調査対象先でのアンケート集計結果等を取りまとめ、機構に速やかに提出する。

(イ) 本邦企業を対象とした調査結果（事業提案を含む）紹介セミナー開催用各種資料：

- ・ 紹介セミナープログラム
- ・ 紹介セミナー用パワーポイント資料
- ・ 発表原稿
- ・ 紹介セミナー案内送付先の関係者、関係機関リスト

(ウ) その他：

上記提出物の他、機構が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。



第2. 業務実施上の条件

1 業務の工程

2014年11月上旬より国内作業及び国内調査を開始し、2014年11月中旬より第一次現地調査を行う。帰国後に調査内容の取り纏め、インテリム・レポートの作成・提出とともに、第二次現地調査の準備を行った上で、2015年2月中旬より第二次現地調査を行う。現地調査と国内調査の情報を統合し分析を加え、2015年3月上旬までにファイナル・レポート及びその他の成果品を作成・提出する。

○2014年11月上旬～2015年3月上旬

	国内作業
	海外作業

	11			12			1			2			3		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
A															
B															
C															
D															

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約7.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本調査には、下記の担当分野を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

- (ア) 総括/官民連携（2号）
- (イ) 水〈浄水化技術/上下水処理〉
- (ウ) 地球温暖化対策〈再生可能エネルギー/エコ発電/省エネ〉
- (エ) 都市環境〈スマートシティ/都市施設〉

### 3 実施上の留意事項

- (1) 総括/官民連携は英語と類似業務経験必須。（※可能な限り、スペイン語能力があることが望ましい。）その他の団員についてはスペイン語が出来ることが望ましい（必要に応じて現地通訳備上可）。

### 4 その他

#### (1) 本業務実施上の留意事項

本業務の実施にあたっては、JICAと意見交換を十分に行いつつ進めるものとする。

#### (2) 業務実施における安全管理について

現地調査期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、在外公館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

以 上